

前回審議会の意見まとめ(退職手当の水準)

支給割合	60/100	45/100	40/100	20/100	15/100	10/100	8/100
考え方			現行支給率と最高裁判所裁判官の退職手当支給率の平均値	最高裁判所裁判官の退職手当支給率	民間企業社長の退職金の平均支給率	欧米では公選職には通常、退職手当は支給しない	役員に退職金を出す民間企業は半分もない
意見	知事(現行)	副知事(現行)	<p>全国最低水準だということであれば、最低の沖縄県でも100分の50だが、それでも民間よりは高い水準。</p> <p>知事の職務についてもお聞きし、非常に激務であるとの共通の認識を持った。民意で選ばれたトップ、その仕事のあり方をどのように見るか。府の財政状況は厳しいが、過去の公共事業の失敗もあり、現在の人にその責任を負わせるのか。知事の任期が終われば無報酬になるということを考えれば、極端に半額にするのもどうか。また、どのような方がなってもきちんとした仕事をしていただける退職手当を担保すべき。</p> <p>2,500万円でも高いのでは。なり手の問題や退職後の話もあったが、財政を良くするという実力のある方になってもらいたいのであれば、そういうことは考慮しなくても良く、実力のある方なら、辞めてからも自らで何とかできるのでは。</p>	<p>最高裁の基準であれば何とか府民の理解を得られるのではないか。</p> <p>100分の20であれば、対外的な説明もでき何の問題もないと思う。</p> <p>現実的な支給割合として、100分の20あたりでは。</p> <p>府の財政状況や民間企業の社長の水準から考えると、100分の20から15ぐらいでは。</p>	<p>最高裁の水準に合わせるよりも、地方自治の本旨を考えると、大阪の長が率先して地方行政を変えていくという姿勢を示すのであれば、民間企業の数字も一つの指標になると思う。(民間企業のデータを精査すれば100分の10とか8になる可能性もある。)</p> <p>大阪地域の民間企業の経済実態を反映するとこの程度では。</p>	<p>先進国においては、地方議会議員や首長に民間企業の退職慰労金的なものを出すことはない。また、大阪府の財政状況が非常に厳しい状況下では、一つの考え方として当分の間、退職金は支給しないという考え方があっていいのではないか。地方分権が進んでいる諸外国では、議員、知事の報酬も少ないし、退職金はない。</p> <p>先進諸国では国会議員年金があるが、理論付けは2つであり、黒いお金に手を出さないということと、ある程度の任期を務めると世代交代して議会活動を促進するということが全ての国に共通している。理論的にはゼロでもいいと思うが、現実的な対応を考えると100分の10ぐらいでは。</p> <p>民間の現状では退職金を出すことができないことが多いので、100分の15よりも下がるかも知れない。</p>	<p>民間の現状では退職金を出すことができないことが多いので、100分の15よりも下がるかも知れない。</p> <p>ゼロならそれでもいいと思うが、知事の権限、権能は非常に高いので、ある程度の生活を担保しておかないと、ブラックマネー等、違う方向にいく恐れがある。</p>
支給額(万円)	知事	4,176	2,515	1,258	943	629	503
	副知事		2,462 (1,970)	1,978 (1,582)	989 (791)	742 (593)	494 (396)

※支給額は、任期が4年(48月)の場合

※現行の支給額は、現在の給料月額をもとに算出したもの。[知事:145万円、副知事114万円]

※100分の40~100分の8の支給額については、答申した給料月額をもとに算出したもの。[知事:131万円、副知事103万円]

※支給額の()の額は、特例減額後の額[副知事:20%減額]。なお、新知事の対応は未定。